

第6回歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会議事次第

日 時 15年10月27日(月)10:00~11:56

場 所 内閣府3階特別会議室

- 1.開 会
- 2.韓国及び中国における公文書館実態調査の実施結果について
- 3.米国及びカナダにおける公文書館実態調査の実施結果について
- 4.閉 会

高山座長 それでは、定刻でございますし、委員の皆様方もおそろいでございますので、ただいまより第6回の研究会を開催させていただきたいと存じます。

冒頭に本日の会議の進め方につきまして御説明申し上げたいと存じます。各委員の皆様方、加賀美委員以外の皆様方には、海外における公文書の実態調査につきまして、9月15日から19日までに韓国と中国、9月29日から10月4日まで米国及びカナダの海外調査をしていただきました。その結果の概要につきまして、それぞれ事務局から御紹介をお願いしたいと思います。

それぞれの御紹介の後、出張された委員の皆様方からご報告あるいは御印象をお願いしたいと考えております。

また、本日の会議を踏まえまして、各国の報告書を次回に作成して公表することにしたい、そういう大まかな予定であります。

きょうの会議は、ただいまから始めまして、一応正午までに終了したいと考えておりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、まず、今申しましたように、最初に視察をしていただきました韓国及び中国の実態調査の結果概要につきまして、川口課長から結果を御紹介をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

企画調整課長 カラー写真がございますので、暗くさせていただきます。

(パワーポイント映写)

大韓民国及び中華人民共和国における公文書館実態調査結果概要

政府記録保存所 (GARS)

韓国及び中国でございますけれども、Government Archives & Records Serviceということで、GARSという略称でございます。キャッチフレーズを、公文書館の考え方を3つ集めていただきました。1つ目、情報が集まる場所、2つ目、歴史を生きたものとする場、3つ目が未来が見える場所ということでございます。それから、ご出張の際に、先方のアーキビストの言葉として、No Archives No Democracy、アーカイブなくしてデモクラシーなしということでございます。

政府記録保存所の組織

組織でございますが、全体で131名ということでございまして、大田(テジョン)本所、釜山支所、ソウル事務所ということでございます。行政自治部、日本で言えば総務省に相当する

ような役所の下についているということございまして、今回、ソウル事務所と大田の本所を訪問されたということございまして。

#### 1. 政府記録保存所 大田本所

大田(テジョン)広域市は、韓国の首都機能移転計画が検討された都市で、ソウルから南に高速バスで2時間以上かかるというところ。大田は9月16日にご訪問いただきまして、ここは政府の合同庁舎の中でございます。大田本所の目標及び機能でございますが、国政運営の透明性と責任ある行政の実現、記録遺産の安全な保全による文化国家の実現ということございまして、記録管理物に関する政策と制度を総括し、記録物の収集、電算化、専門教育課程の運営などを行っているということでございます。

この写真の大田合同庁舎の全景でございますが、この建物の右側、第2棟の1階が国家記録展示館と閲覧室、3階から6階がオフィスでございまして、地下3階までに12の書庫があるということでございます。合同庁舎の一部が大田の政府記録保存所になっています。

この写真が政府記録保存所長との懇談の風景でございます。小谷団長の左隣が金漢晃政府記録保存所長ということございまして、収集、行政、保存の各課長も同席をしたということでございます。

#### 移管と資料館システム

韓国の移管と資料館のシステムですが、各行政機関にはレコードセンターとなる資料館を設置することが法律で義務づけられているということでございます。ただし、現時点、中央行政機関203あるわけでございますし、政府記録保存所の対象は現在709機関ということでございますが、現在のところ資料館が設置されているのは45館ということございまして、今後の課題となっているということでございます。

南北朝鮮の統一、外交、保安、捜査の分野には特殊資料館が設置されているということですが、特殊資料館に移管されるものを除きまして、一般には作成後、2年を経過するまでの文書は資料館へ引き継がれると。更に7年、合計で9年間経過したものについては、政府記録保存所等の専門管理機関へ移管されることになっているということでございます。

#### 映像資料の保存

これは映像資料の保存でございまして、フィルム原本などを政府記録保存所で保存しているということでございます。政府記録保存所の収集対象としまして、公文書に加え視聴覚のものがあるということで、オーディオ、映画、ビデオテープ、写真フィルムなどが保存され

ていたということでございます。紙媒体以外への資料への取組みというのが、韓国、中国での視察に際して、日本と比較して充実していたという指摘をもらっております。

韓国においては、映像フィルムを修復・保存する職員が配置され、視覚に訴える媒体への整備ということがなされているということでございます。

#### 写真資料の保存

映像フィルム以外にも写真の保存にも力を入れているということございまして、左は、痛んだ写真画像をデジタルで保存しているということ。右はフィルムをデジタル化し、登録を整理している様子でございます。ちなみに写真映像フィルムは約137万点ということでございます。

こちらは韓国政府記録保存所の閲覧室の様式でして、手前のいすに腰をかけ、職員にアドバイスをもらうなどレファレンス機能が充実している。左奥には4台のマイクロリーダープリンターがあり、カウンター手前、左奥にはコンピュータで利用者が所蔵資料の検索を行えるようになっている。右手の方では、国の機関が発行する行政刊行物が並べられているということでございます。

#### 国家記録展示館

国家記録展示館の様式ですが、この本所の中の展示館の部分ですが、国家の重要記録物の展示を通じて、政府樹立50周年を記念するというで設置されたということでございます。記録保存の大切さに関する国民的認識の向上を図るという目的でございまして、先ほどの大田庁舎の1階が国家記録展示館になっているということでございます。

#### 新館建設計画 2008年完成

これは2008年にかけての新館建設計画の青写真でございますが、大田や釜山に所蔵される文書がいっぱいになるということで、原本の保存施設を建設するというでございまして、ソウルのベッドタウンにあるソムナム市パンギョに新館を建設するというで工事が着工することになったということでございます。2007年まで新築工事を行い、2008年に入居するということ、予算が認められたということでございます。

#### 公共機関記録物管理法

次に記録管理法でございますが、公共機関記録物管理法ということ、1991年に成立した

ということでございます。この背景ですが、98年金大中政権が樹立されて初の本格的な政権交代になったということでございますが、この時期はちょうど韓国がIMFの救済金融支援を受けるなど大変な状態にあったわけでございますが、大統領の統治記録始め政府記録などいろいろな記録がほとんど残っていなかったということで、この過程で、国家の公的記録に関する管理保管の必要性について議論が盛り上がりまして、国家の公的記録保存に関連した法律制定が行われたということでございます。記録の作成から最終保存に至る各段階を体系化する規定ございまして、記録管理を担う機関を設置し、記録管理専門家の養成と配置を行うということで、公共記録物に関する一元的で体系的な管理システムの構築を目指すということでございます。

## 2. 政府記録保存所ソウル事務所

次に訪問されましたのが、政府記録保存所ソウル事務所でございます。ここでは閲覧室、政府行政資料室などございます。ここでは原本の資料は貯蔵していないということでございます。

ここで中央のワイシャツの男性が許海九所長です。

基本的には閲覧の方法でございますが、こうしたマイクロリーダーで閲覧するということですが、電子化された資料については、光ファイバーでほかの館とつながっておりますので、検索・閲覧が可能ということで、こうしたマイクロリーダーが3台設置されているということでございます。一般文書のデジタル化が4割程度進んでいるということにして、更にデジタル化を進めているところと。デジタル化を進めたものは光ファイバーによって、ソウルなどでも閲覧が可能になるという仕組みでございます。

次が閲覧室に入ったときの状況でございますが、後方の衝立の奥にマイクロリーダーが設置され、左側にはオンラインネットによる閲覧とプリントアウトできるシステムがあり、検索用のコンピュータが7台あるということでございます。

### 閲覧利用者サービス

閲覧者使用者のサービスでございますが、目録データベースということで、これについては、インターネット、ホームページで公開されている。これは基本的には日本と同じです。

デジタルアーカイブということで、98年から15年計画で推進しているということでございます。

資料の公開ですが、土地・林野などの原図など財産関係の書類、判決文、収容者の身元帳

など、身分関係の書類、各部署で保存期間が永久30年以上で記録保存所に移管された文書などが閲覧資料として公開されております。ただ、身分関係の書類につきましては、子孫や直系親族などに限って公開されているということでございます。

以上、韓国でございますが、次は中国でございます。

### 档案馆

中華人民共和国の档案馆につきましては、中国は一般に国際公文書館会議で档案局長が、主席に選出されるなど非常に積極的に取り組んでいるということでございます。中国での档案馆は、国家と社会の歴史の真実を守り抜く重要な事業、人類の文化遺産の重要な構成部分であり、社会文明の進歩の拠り所であると位置づけられております。

### 档案

档案でございますが、国家及び社会にとって保存価値を有する各種、文字、図表、音声画像等、形式を問わない歴史記録ということでございます。公文書のことを档案ということですが、図表や音声、画像なども含むということでございます。なお、国家及び社会にとっての保存価値の有無が基準ですが、保存価値の概念は幅広く解釈されているということでございます。

#### 1. 中国国家档案局

中国国家档案局ですが、全国の档案事業を主管しているということございまして、国家档案局の下に、第一歴史档案馆、第二歴史档案馆、档案馆科学技术研究所、档案幹部教育センターなど8つの組織があるということございまして、職員は約350人ということでございます。

国家档案局は北京の西北の古い民家が立ち並ぶ住宅地の中にあるということ、これは看板でございます。

以降が、副館長を表敬訪問しているところの様でございます。

### 国レベルの档案馆

国レベルの档案馆といたしましては、大きく3つございまして、中央档案馆、これは中国共産党の歴史档案と建国後の中央政府機関の档案を保存しておりますが、これは非公開でござ

ざいます。それから、第一歴史档案馆、これは北京にあり、公開されております。第二歴史档案馆も公開されており、南京に置かれているということでございます。

#### その他の档案馆

その他の档案馆として、全国県レベル以上の档案馆が約3600ございます。県というのは市よりも小さい区域ということでございます。

そのほか、専門档案馆として外交档案馆、人民解放軍档案馆、映画資料館など全国に数百か所あり、専門の档案職員が全国に20万人、兼任の档案職員が全国に100万人いるということでございます。

#### 移管システム

档案の移管システムですが、新しい档案法の中に規定がございまして、まず、10条、国が規定した保存の対象となる档案の材料は規定に基づき定期的に原局の文書管理部門又は文書担当者に移管し集中管理することということでございます。いかなる個人といえども、これを私物化してはならない、とされております。

11条でございますが、各機関、団体、企業事業体、その他の組織は定期的に档案を档案馆に移管しなければならないということございまして、違反者には罰則規定も設けられてございます。

#### 法律改正の要点

1996年に法律が改正されたということでございますが、基本的に国の機関の権限強化と利用の促進が図られているということでございます。

#### 移管の流れ

档案の文書の移管の流れですが、文書は作成から1年経過すれば、整理、編集し組織内部の保管所に移管するということでございます。それで、国、省、市レベルの档案は、作成から20年を経過すれば、所属機関の文書庫から档案馆への移管が義務づけられているということでございます。県レベル以下の档案は、県は市よりも小さな地域レベルでございますが、档案作成の日から10年後に各レベルの档案馆に移管するということでございます。ただ、専門性の高さ、プライバシーなどの秘密保持の要請が強いものについては、上級の機関の許可を得て移管権限を延長できるということでございます。

档案作成機関から档案機関に移管するまでの10年ないし20年というのは、原局が集中管理することになっておりますので、この機関の集中管理庫がいわゆる中間書庫の機能を果たしているものと思われるということでございます。

### 電子文書の保存対策

電子文書の保存対策ですが、2003年5月に電子文件保存管理規範というものができておりまして、保存価値を有する電子文献の形成、蓄積、保存管理、利用、統計の一般的な方法などを規定しているということでございます。これと電子公文の保存管理強化の真実性、完全性、安全性等の保護について規定した実施方法が2003年9月1日にまさに施行されたばかりということでございます。

中国はインターネットの普及率などは、北京がかなり日本と同じくらいまでできておりまして、その北京市の档案馆では目録検索と閲覧予約がネット上で可能になっているということで、ネット上で検索可能な目録は、現在70万件、年内にはこれを90万件にする計画ということでございます。

## 2. 中国第一歴史档案馆

公開されております中国第一歴史档案馆でございますが、明清兩朝の皇帝の公式記録及び宮廷の生活記録を保管しているものでございます。3つの国のレベルの档案馆のうちの1つでございます。明清兩朝の皇帝の公式記録、北京で、中心は清朝の資料でございます。

故宮博物院内に設立されたということで、1000万冊に及び資料が保存されております。日本オーストラリアなどの海外の研究機関とも交流をしており、数年前から日本の東洋文庫、沖縄県教育委員会とも往来があり、10月にも日本と琉球をテーマにしたシンポジウムが沖縄で開かれる予定ということでございます。20年前から資料のマイクロフィルム化を進めており、2～3年はデジタル化に取り組んでいるということでございます。

右端がシン館長でございます。

これはゴールデンキャビネットということでございまして、明清の歴代皇帝の生活記録、公務記録、勅令など重要な記録を保管するものということで、153のキャビネットが残されております。

## 3. 北京市档案馆

次に北京市の档案馆ですが、今年は開館45周年ということでございます。170人ほどの人が

働いておりまして、明清から現在までの主な北京周辺の地方政権などの資料を所蔵しているということございまして、北京がほかの都市と比較して平和的に解放されたということで、戦乱の被害を受けず比較的多くそろっているということでございます。

これが建物でございますが、4階から上が書庫で、今は9・11以降、文書がこういう高いところにあるというのがよかったのかどうかという反省があるそうでございます。

中央のワイシャツ姿の方が羅副館長でいらっしゃいます。

次が公文書の修復作業ということでございます。

電子化作業でございますが、地元政府が档案馆を重視するかどうか、大衆へのサービスに対する評価で決まるということで、目録検索と閲覧予約が自宅からできるようにするなどサービス向上に努めているということで、この写真は目録の入力作業でございます。

#### デジタルアーカイブへの動き

北京はデジタルアーカイブへの動きが進んでおりまして、2004年から試験的にインターネットで画像データを送信する。2008年までには文書全体の20%をデジタル画像化するというところで、2020年には70%をデジタル化する予定ということでございます。

なお、国レベルの档案馆でも程度の違いはありますが、デジタルアーカイブを志向しているということです。ちなみに2002年の北京市のインターネットの普及率は55%ということございまして、日本全体よりはやや高い普及率になっているということでございます。

ここは書庫の様でございますが、移動式の書架で収蔵量を増す努力をしているということでございます。

これは日本軍の北京入城以降の記録も数多く残されているということございまして、全国所蔵文書の4分の3は中華民国成立後の資料ということでございます。

(パワーポイント映写終了)

以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。写真がいろいろ入っておりますので、大変わかりやすく臨場感が持ててお聞きいただけたのではないかと思います。ただいまの御報告につきまして、特に視察に参加されました小谷委員、加藤委員のお二方から、もし追加、補足していただくことがございましたら、おっしゃっていただきたいと存じますし、それから、また、何か印象に残られた点、あるいはこれは強調したいというようなことはぜひお聞かせいただきたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

加藤委員 今度の視察に関して言えば、内閣府から派遣された研究会だということと、あ

と国立公文書館が長らく交流をしてきた相手だということで、今までこういう国家档案局などを、ほかの例えば公文書館レベルで日本からも派遣された視察団があると思うのですが、そういう視察団に対して出てくる相手とは違う人たちと会えたというのは、これは多少語弊があるかもしれないのですが、中国の場合などはランクが上の方と会える場合にどういうメリットがあるかといえば、例えば具体的に中央の、日本で言えば省庁と国家档案局が档案をめぐって、どういう具体的に折衝するのかというようなことですね。それを聞きましたら、郭室長ですか、女性の方ですが、政策法規研究司長という方が、定期的に各部局なり省庁で大変いい文書管理をやっているとか、優れた移管業務をやっているところを表彰するというようなことを行ったり、あと公文書館長が行っているように、各省庁に出かけて行って啓蒙活動をやるといような、中国でもそういうことをやる。表彰というあたりがすごくおもしろいのですが、あとは何かチェックリストなどで移管のぐあいをチェックしながら進めているというようなことを伺いまして、ですから内閣府と国立公文書館の研究会ということで、得られる情報の質というところでかなり違うものがあつたのだらうと、非常にそれは重要だつたと思います。

そして第2点は、国立公文書館法というのは日本にはあると。そして韓国や中国には公文書法というものができていて、その点、非常に我々はおくれているということで、どうにかしたいという気持ちも強くあって、いろいろ伺っていたのですが、ただ、現実の問題としては、韓国でもまだ制度が動き始めたばかりのところでありまして、中国でも郭室長は、歴史系の大学で、やはり歴史学を修めた方であるということもあって、必ずしも国家のやり方が完全にうまくいっているといようなことをおっしゃるのではなく厳しい目で見ていらっしゃる現状をおっしゃっていましたので、つまり公文書館法と公文書法というふうに建物か文書の中身かというほどの差は実態としてまだないのかもしれないなといようなところがあつたといのが第2点です。

そして第3点目に、中国のところで報告がありましたが、やっぱりアーキビストといくと、準アーキビストも含めると100万人といような数字もあるのですが、ただ、現場を見ますと、例えばマイクロフィルムに撮り直したり、写真撮影をしたりする際の仕事もアーキビストといつか、そういう人々がやっているのです。日本の場合、例えばアジア歴史資料センターなどで資料を公開する場合に、ある部分は民間に委託することもやっているわけですね。ですから民と官、民と公と私といようなところを厳密にチェックしていかないと、数だけのところで、現実に日本のアーキビストは2桁しかいないけど、中国は何桁だといような差では語られないので、今後、アーキビストの充実といってきた場合、民間に委託していな

いような国とは簡単には比べられないのだという現状はよくわかったし、日本の場合でアーキビストを豊かにしていく場合には、何を、どの部分を豊かにするのかというところはかなり議論しなければいけないなと思った、それが第3点目です。以上3点、私は印象を得ました。

高山座長 ありがとうございます。それでは小谷委員。

小谷委員 今回、韓国と中国を訪問して得るところがあったのは、やはり今まで公文書館同士のおつき合いというものがあつたのが随分プラスになっていると私も思います。

最初ソウルの事務所ですが、かつてはそこが本所だったのが大田に移ったので残っているということなのですが、その利用のされ方でちょっと感じましたのは、朝鮮戦争でいわば土地関係の書類が焼けたと。ところが最近かつての朝鮮総督府が持っていた書類が公開できるようになって、そこに日本風でいうと土地台帳ですか、登記簿ですか、そういうものが入っていたと。そこで現在、土地所有権で争っている市民の方々が、ほかに頼るべきものがないので、そういう朝鮮総督がつくったものを見に来ると、そういう利用方法が案外多いので、これは特殊な使われかたをしているなと感じました。

それから、大田にせっかく移ったのですが、また、ソウルに公文書館が行くというのは、単に便利だからなのか、どういうことなのかよくわかりませんでした。

それから、韓国の公文書館長はこれは行政官です。中国のほうは、局長は行政官なのかどうか、しかし、副館長とか何とか実務に当たっている方は、歴史学者ないしアーキビストであるやに受けとられました。日本の公文書館長ともつき合いがあるという人が何人かいました。彼ら首脳は、雑談ですけれども、かつて文化大革命の時代に地方へ行って農業や畜産に従事した経験のある人がほとんどでした。

それから、もう一つ、これは加藤委員からお話もあつたのですが、私は2つの公文書制度を見て、韓国の制度と日本の制度とは非常に似ているけれども、中国の档案制度の対象資料は、日本の公文書館法でいう公文書よりもっと広範囲の資料であろうと思いました。これは出発前に後藤委員からサジェスチョンいただきましたけれども、具体的に言うと、私たちの通訳は筑波大へ留学に来て、向こうへ帰った人ですが、彼女が自分の記録はどこかの档案館が持っているはずだと、こう言っているわけです。

それから、日本ではちょっと考えられないのですが、民間の会社なり事業所なりにも档案を担当している部局があると。国の制度が違つと単純な比較はできないと思いましたのは、日本であれば本籍という制度は外国にはないので、旅券見ると、出生地ロンドンとかパリとか書いてある。ところが日本だとすぐ本籍地とくると。本籍地の役場には戸籍台帳があるし、

それから現地の役場には住民基本台帳なんていうものもありますが、それに相当するようなものまでも、もしかしたら中国の档案馆では持っているのではないか。それから、日本であれば、年金をもらうための厚生年金の関係では、社会保険庁関係が持っていたのですが、中国の档案馆というのはそういうのも保存しているのではないか。つまり日本の公文書館法でいう公文書というのは、現用が終わった公文書で、行政機関で使わなくなったものを持ってくるのですが、中国の档案馆の収集保管対象はそれに限らないのかなという感じがしております。それでいちがいに档案局・档案馆の職員数とわが国立公文書館の職員数とを比較するのは無意味だと感じました。

それから、私の趣味かもしれませんが、中国に行ったときに、貴国は紀元前1世紀に史記を書いた司馬遷が出たし、その前は孔子が「春秋」を編纂した国で、後世に貴重な記録を残している。記録を残す先進国が中国である。それで日本の公文書館は今のところは、各行政機関から公文書をもらうことに熱心なのだけれども、将来、我々の子孫に対してどういうものを残したらいいのか。選別についての中国の伝統と知識を教えてくださいと言ったのですが、端的なお答えは得られませんで、10年間後に移るとか、こういうものは20年後に移るとかという非常に事務的なお話だったので、核心に触れた知識というのは得られませんでした。以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。でも、非常に克明にいろいろと情報を集めていただいてありがとうございます。この中国、韓国視察に参加されなかった委員の方々から、何か先ほどの川口課長からの御説明、それから、今の小谷委員、加藤委員の補足について、併せて御質問とか御意見がございましたら、どうぞ出していただければと思いますが、いかがでございでしょうか。あるいはこういう加藤委員、小谷委員からの説明があったし、あるいは川口課長からの御説明があったけれども、自分の知識ではこうだということがありましたら、ぜひ補足していただければと思いますけれど、ございませんでしょうか。

それでは、時間も限られておりますので、先に進ませていただきまして、次はアメリカとカナダの実態調査につきまして、御報告をお願いいたします。

企画調整課長 続きまして、アメリカ、カナダでございます。

(パワーポイント映写)

アメリカ合衆国及びカナダにおける公文書館実態調査結果概要

アメリカ国立公文書記録管理局

アメリカのまず公文書館記録管理局：N A R A (National Archives & Records Administration)でございますけれども、その性格づけとしては、まず、国の記録の保護者

であること。2つ目が三権すべての記録の守護者であるということ。3つ目、NARAの使命は、公務員と一般アメリカ国民に対し重要な証拠へのアクセスを保障するということで、Ready access to essential evidenceというところでございます。これはNARAのアニユアル・レポートの序文に書いてあったということでございます。

“What is past is prologue”

次が少ししゃれた表現ですが、これはNARAの玄関の彫像のほうの台座に書いてあった言葉でございます。 “What is past is prologue” (過ぎ去ったことはプロローグ) ということかと思えます。「過去を学べ」とか、「過去の遺産は未来の収穫をもたらす種である」というようなこと。それから、「永遠の警戒は自由の代償である」というような、こんなことが書いてあるということでございます。

#### NARA本館

次、NARA本館でございますが、国立公文書館として最初の建物でございます。展示主体の施設でございます。2001年より大規模改修中でございます。9月17日に一部展示室、一番大事な展示室がリニューアルオープンをしたということでございます。独立宣言、憲法、権利の章典の展示室をリニューアルオープンしておりまして、そこを見せてもらいました。

これが閲覧室の入口で立派な建物でございます。

これが反対側で、Constitution Avenueというところに面した展示室の入口でございます。右側はリニューアルオープンの宣伝している場面でございます。

これは写真を撮ることが禁止されておりましたものですから、ホームページから取ったものでございますが、自由憲章、3つの重要文書を展示している部屋ということで、ロタンダということで、丸天井の大広間がございます。9月17日にリニューアルオープンしたときにはブッシュ大統領夫妻、最高裁長官、上下院の民主・共和代表下院議長が列席してスピーチを行っております。アメリカ国家の成立の象徴たる3つの文書が展示ケースに入れられて展示されておまして、子どもでも見られるような位置にあります。

これがジョン・カーリン館長（前カンザス州知事）を囲んで懇談した後、写真を撮ったものでございますが、真ん中にある花びんは、昭和天皇がニクソン大統領に贈ったものということでございまして、館長はArchivist of the United Statesという肩書でございます。

#### カーリン館長の発言

カーリン館長の御発言でございますが、日本の公文書館制度についてのアドバイスといたしまして、公文書館は単なる歴史資料の保存のための文化施設ではなく、人権の擁護や説明責任のためといった民主主義の本質に深く関わる施設であるということを深く知らせる必要がある。

情報技術の発達を念頭に置いた新しい人材養成が必要である。公文書館は、特に人材養成についてはデジタル技術といった単なるスキルの習得にとどまらず、技術の特性についての理解が必要であるというお話でございます。

それから、公文書館が電子政府時代の連邦政府機関業務の効率化に果たす役割を強調しております。

NARAはアメリカ国民のアイデンティティーを確保するため、どのような策をとっているのかという質問に対し、歴史研究者だけではなく、一般市民が公文書館の利用者となるようにプレスや出版物を積極的に利用してメッセージを発信しているという答えがございました。

#### NARA カレッジパーク新館

NARAのカレッジパークの新館でございます。こちらの方にむしろオフィス部門があるわけですが、本館との間にシャトルバスがございまして、大体ワシントンの中心から1時間近く、少しバスが迷ったせいもあるかもしれませんが、1時間ぐらいかかるワシントンの北の方のメリーランド州にございまして、大統領図書館部門、現用記録管理部門、補助金制度部門、官報発行部門などがこちらの方にございます。

次がカレッジパークの入口付近でございますが、たまたま出張者の人がパスポートを持っていくのを忘れまして、なかなか入れてもらえなかったということがございます。写真付のIDがないと中に入れられないということでございます。金属探知機、持ち物検査を受けています。

#### 館内施設

館内施設ですが、地下1階がロッカールーム、1階にカフェテリアがございまして、2階が文書閲覧室、3階が地図、建築・図面の閲覧室、4階がマイクロ資料の閲覧室、映像音声資料閲覧室、5階が写真資料閲覧室、6階が電子資料及び機密資料の閲覧室でございます。6階には、中には入れてもらえませんでした。ほかの階は各階を見学いたしました。

上が5階、写真資料の閲覧室でございまして、右が4階の映画音声資料閲覧室でございます。ちなみに6階の機密文書閲覧室でございますが、ここにアクセスできるのはしかるべき

機関から、セキュリティークリアランスを受けた者のみでございます。また、アーキビストが同席をして閲覧をするということでございます。5階ではNARAの所蔵する様々な資料群から、写真資料をピックアップして複写してまとめて見られるようになっております。4階では、政府に関する映画フィルム、その他、ハリウッドの映画フィルムなどがあるということでございます。

右が3階、地図・建築図面の閲覧室でございます。地図閲覧のため大きなサイズの机、複写機が整備されております。2階がNARA所蔵資料に関する一般のレファレンス文献でございます。

### 記録管理の新しい取り組み

記録管理の新しい取り組みについて話を聞きまして、紙による業務から電子媒体による業務へ歴史的に重要な電子記録の確実な移管のためには政府機関の文書管理全体の見直しが必要になってきているというお話がございました。

それから、大きな流れとしまして、ライフサイクル理論から、レコードコンティニウムという考え方へ移りつつあるということの紹介がございました。

それから、政府機関への文書管理担当者への教育普及事業を行っているということございまして、50名の職員のほかに30名程度のトレーニングスタッフがいて、様々な教育プログラムを実施しているということでございます。NARAの職員が政府の文書管理責任者を教育しているということですが、特に最近Targeted Assistanceというプログラムを実施しておりまして、専門のスタッフを置いて、連邦機関の職員が抱える様々な記録管理の問題解決をサポートするという仕事をしているということでございます。

### ライフサイクル・マネジメント部の業務

次にライフサイクル・マネジメント部のお話でございますが、政府機関の文書管理担当者とともに、記録の保存期間、最終処分決定などを行うということでございます。電子記録管理を重点課題として、様々な見直しが現在進行しておりまして、移管システム、処分スケジュール等の全面的見直しにより、あるいはより高い役職の職員を文書管理担当者にするなどのプロジェクトが進んでおります。約50名のスタッフが400の連邦政府機関を担当しているということでございます。

連邦政府機関の作成する記録のうち、95 - 98%ぐらいが規則に沿って廃棄され、2% - 5%のものが最終的にNARAで永久保存されるということございまして、保存価値の決

定がこの部局の最も重要な任務であるということでございます。

これはライフサイクル・マネジメント部の説明の様子でございます。

### 大統領図書館

先ほど一部写真をお見せしましたが、大統領図書館についてお話も聞きました。フーバー大統領以降10の館がございまして、2004年11月にはクリントン大統領図書館が開館されるということでございます。

1978年Presidential Library Actによりこの設置が整備されまして、大統領在職中の記録は連邦政府の財産であるという考え方でございます。

機能といたしましては、図書館、文書館、博物館の機能を併せ持つということで、展示を中心とした普及活動を行い、大統領の子ども時代から在職時代まで、モノ資料を含めて所蔵しているということでございます。執務関係記録だけではなく、家族や全人的な紹介を目的にしているということで、インターネットなどのホームページもあるということ、子どもたちに対する教育にも役立つようになっているということです。

これは基本的に各大統領が財団をつくって建設資金を集めるということですが、NARAの方で建設仕様を定めておりまして、それに沿ったものしか正式な大統領図書館にならないということで、NARAの方で受け渡しの後、館の運営管理、職員配置を行っているところで

す。

ちなみにニクソン大統領図書館というものは正式な図書館はできておりませんで、ニクソン大統領関係の記録はNARAのカレッジパーク新館の方が保管しているということでございます。

これは大統領図書館の写真で、これはウェブサイトからとったものですが、ブッシュ大統領のものはテキサス、今の初代ブッシュ大統領でございますが、テキサスの大学にあるということで、3800万枚の書類がございまして、副大統領から大統領になった時代のメモランダム、スピーチなどを保存していると。たまたまファーザー・アンド・サンということで、親子で大統領になった人を取り上げた展示をしたときの模様でございます。

### E R A計画 (Electronic Records Archives)

次にElectronic Records Archivesということございまして、電子媒体の対応でございますが、これは機器やソフト、記録の再生にはハードウェアやソフトウェアによるということが一般的なものですが、機器やソフトに左右されずに、政府機関が作成するすべての電子記

録に対し、将来にわたる保存とアクセスを保証するという考え方でございます。

実施計画といたしましては、電子記録を紙やマイクロフィルムなどに変換せず、電子媒体のまま永久保存するという事で、2007年までに試作システムを公開するという事でございます。

### 3. ワシントン・ナショナル・レコードセンター (WNRC)

ワシントン・ナショナル・レコードセンターというところにも参りました。これは政府の各部局とNARAとの文書の流れとしては中間に位置するところです。地下1階、地上1階で、面積としてはサッカー場20面ぐらい。ワシントン郊外、東の方へ11km行ったところでございまして、車で30分ぐらいのところでございます。約400万箱の政府機関の記録を保存しておりまして、1年間に26万箱ぐらいを受け入れて、10万箱ぐらい廃棄すると。そのうちカレッジパークなどへ移管するのが2万箱という事でございます。

これが正面レコードセンターの入口でございまして、全米で15個同じようなものがございまして、3番目に広いと。それから、郊外にあるという事でございます。首都のワシントンよりは地価が安いわけですが、他のレコードセンターに比べれば相当地価が高いという事でございます。車で30分ぐらいのところでございます。

#### レコードセンターの機能

レコードセンターでございまして、法律で規定された公文書の保管場所でございます、文書の所有権及び使用权、マネジメント(管理権)の方は記録の作成機関たる各省庁にあるという事でございます。

レコードスケジュールに基づいて、政府機関から記録を受入れ、保存する。

保存期間満了後には廃棄又はNARAに移管する。NARAに移管したものは公開されていくということが原則になります。

政府機関のリクエストに応じ保存記録を提供していく。必要なときはまた各政府機関が使用できるようになっているということです。

この移管は義務的なものとはなっておりませんが、NARAというレコードセンターの方で安全かつ経済的に利用できるということで、コストは大体民間を利用する場合の10分の1という事でございます。

#### レコードセンターにおける記録の受入、処分

レコードセンターにおける記録の受入、処分ですが、移管される記録について、政府機関提出の書類を事前審査、受入れし承認をする。承認を受けた記録は政府機関が所定の箱に入れて送付してくるということで、原則受け取り後3日以内に書架に移動し保存するということでございます。レコードセンターの方では書類をもとに記録の内容、最終処分方法などをデータ入力をするということでございます。

大体10%ぐらいのものがNARAに移管されるということでございます。3カ月に一遍ぐらいスケジュールデータを打ち出しまして、保存期限が近づいたものについては作成機関に通知をするということで、処分するかNARAへ移管するかを最終確認し、それを実行するということでございます。なお、廃棄については、契約したリサイクル業者が行うということですが、機密指定や個人情報を含むようなものについては、資格を持った場所で焼却を行うということでございます。

これは政府機関からレコードセンターの方に提出された書類でございますが、これはこの書類自体の保存期限を聞いてみましたら、10年ということでございますが、実際にはこの書類は廃棄されずに、すべての記録について保存してあるということでございます。

これは書庫の様態でございますが、地上1階、地下1階、各階に10ずつの書庫がある。面積としては20のサッカー場が入るくらいの広さということでございます。

これは資料搬入口と右がコントロール番号が付された箱でございますが、何年とか何省から来たとか、そういう番号が付いているということで、それをコンピュータで管理しています。ただ、スケジュールを終えた記録について、NARAへ移管するということに対して、各省庁は移管自体に消極的な傾向があり、いろんな理由で廃棄をしたくないという傾向があるということございまして、公文書館に移管することによって、記録に対するコントロール権を失うことに対する不安感があると。そのため、本来廃棄または移管されるべき記録がレコードセンターにとどまるということが時にあるということでございます。

### レファレンスサービス

レファレンスサービスでございますが、作成機関から受けた、または見たいというようなリクエストに応じては、記録を24時間以内に送付するということでございます。

一般の人は利用できないということございまして、これはあくまで作成機関の管轄下にあるということでございますが、作成機関からアクセス権限を与えられた者のみ公開しているということです。

あらかじめ、どういう人がアクセス権を持つかのリストをレコードセンターに通知してあ

るわけですが、そのリストに載っていない者が利用するときには、作成機関たる各省庁が書いたレターを持参することによって見るができるということでございます。

ただ、訴訟関係では、ディスカバリーなどで裁判所の方で認められて、原告、被告の代理人などが訴訟を見るということもあるということでございます。

これは閲覧室でございまして、国防相や国務省など歴史、それぞれの機関の正史をつくるために委託した研究者などの閲覧用などもある。そのほかアスベスト、あるいはタバコなどのPL関係などの訴訟についての調査もなされているということでございます。

### カナダ国立公文書館

次はカナダでございますが、National Archives of Canadaということで、87年の法律で決められております。2つの役割がございまして、記録されたカナダの記憶(メモリー)を保存し国民に公開することで、国民の権利を守り、カナダへの理解を深める。国家や国民にとって重要な記録であれば、私文書や絵画、レコードなども収集しているということでございます。

#### 1. カナダ国立公文書館本館

これが本館でございますが、まだ正式に図書館と1つになっているわけではないのですが、建物はもう一つになっておりまして、公文書館と図書館のバナーが左右に掲げられているということでございます。

上が閲覧室、図書館と公文書館の受付は同じでございまして、共通の入館証の発行を受けるとのことでございます。2階が図書館ということで、3階が公文書館の閲覧室、4階は図書館の特別コレクションということございまして、公文書館の地下に書庫がありますが、公文書館のオフィスは通りを隔てた反対側のビルにあるという形になっております。

#### National Library and Archives of Canadaの誕生

2つの図書館との合併の話を聞いたわけですが、もうそろそろ国会で法案が成立する見込みであるということで、ただ、2つの組織の単なる統合ではないということを強調しており、コスト削減、人員整理を目的としていない、両館長によるイニシアチブによる戦略的再編であるという説明でございました。

組織のために赴任した再編担当次官補という人が、いわば両館長の共通の次長という立場で活動しております。その方から、お話をお伺いしております。

Why a Single institution?

なぜ、1つの機関をつくるのかということですが、まず、電子革命(Digital Revolution)ということで、デジタルコンテンツとしての書物とアーカイブズがどちらも記録遺産になっている。図書館と公文書館が補完的な関係にある。それから、司書とアーキビストの能力を集約する必要がある。どちらも同じKnowledge Businessにかかわる専門家である。1つになることで利用者の利便性をアップするのだということでございます。

これは、それを象徴するように、昼食会を主催したのは公文書館長ではなくて、国立図書館長の方が主催をしていただきました。

### 新しい情報運営管理政策

また、その説明の中でも、カナダ政府としての新しい情報運営管理政策についての説明がございまして、政府の情報が急速に電子化していく中で、適切な文書情報管理運営が必要であるという考え方の中で、情報運営管理対策についての考え方が整備されてきたということで、政府機関が作成する記録は電子文書が望ましいということが5月の政策の中で強調されております。

記録文書情報運営管理システムというのができてきておりまして、記録形態を電子文書に変更し、電子政府を推進するための記録情報システムということでございます。紙による資料の保存管理の必要性をなくし、そのためのコストやオフィススペースを開放するという考え方でございます。

## 2. ガティノー保存センター

ガティノー保存センターというところへ参りました。これはオタワの川の反対側のケベック州の方にございまして、そこに行ったものですが、最先端資料を集めた資料保存専門施設でございまして、様々な所蔵資料の多様化に対応したものでございます。

これが施設の概要でございまして、外周はガラスで覆われておりまして、屋根はステンレスでございます。内部はコンクリートで建設された収蔵庫を持つ二重構造になっております。急激な温度変化にも対応するというところでございます。

### 施設概要

建物面積は32,000平方メートルでございまして、3階建ての収蔵庫、4階が設備関係、5

階に研究室がございます。作業室はビレッジをイメージして配置されておりまして、収蔵庫が48、各階に16部屋、温度・湿度などの環境コントロールがされているということでございます。

村をイメージしたデザインになっておりまして、右側は休憩スペースでございます。ビレッジ内の施設はボルトとパネルによって自由にデザインが変更できるようになっておりまして、ブロックのレゴのようなイメージでございます。

これはビデオラボということございまして、画像や音声保存修復施設ということでございますが、1960年代からのビデオの画像を修復保存をしているということ、先ほどアメリカの方でも御紹介いたしました、再生機材・関連技術の保存を行わないと再生ができなくなるということ、コンテンツ、画像内容だけではなくフォーマットや再生のための機材、関連技術の保存も必要であるという考え方から、こうした機材・技術の保存も併せて行っているということでございます。

それで、カナダの公共性や自治に関するプログラムを中心にビデオの保存を行っておりまして、保存番組の選定は、アーキビストが行い、それを放送会社や大学からも場合によっては購入するというのもしているということでございます。

上下とも音声再生機ですが、40年代から現代までの音声記録もデジタル化を進めているわけですが、当時の機材を利用できるように維持管理するということも大事ということございまして、すべての機材がまだ再生可能な状態を保っているということでございます。ちなみに日本製のものが随分ございました。

ここは紙資料や書籍等の修復施設でございます、これは図書館と公文書館双方の所蔵資料の修復施設でございます。日記、新聞、地図、パンフレット、精密図、アルバムなどあらゆる資料の修復器具がそろっております。

これは上がモノクロフィルムやマイクロフィルムの所蔵庫でございます、右側がバーコードによる管理でございます。書架はちなみにすべて手動式ということでございます。火災を避けるということでございます。それから、すべての資料はバーコードで管理されておりまして、資料が今どこにあるかが刻々わかるようにされております。左が紙資料の所蔵庫でございますが、温度が18度、湿度40%に管理されておりまして、写真・アルバム、水彩画、ポスターなどを保存して、大型の保存ケースがあると。右側はカラーフィルムの収蔵庫でございます、-18度、湿度25%に管理されております。

これは美術資料収蔵庫でございますが、カナダの歴史に関する絵画・人物画像であれば、これもやはり公文書館の対象ということございまして、ドキュメンタリーアート、カナダ

に関する絵画、作家がカナダ人、あるいはカナダに関係の深い作家の作品を集めているというところでございます。

(パワーポイント映写終了)

以上でございます。

高山座長 ありがとうございます。

それでは、これも中国、韓国と同じように、ただいまの御報告について、調査に参加していただきました後藤、三宅、山田の各委員の皆様方から、何か補足していただくことがあればお願いしたいと思いますし、あるいはご印象でも結構ですが、こんな印象を持ったということでもお伝えいただければと思っておりますが、後藤委員からいかがですか。

後藤委員 報告としては今のお話で尽きていると思うのですが、私、1つには公共経営といいますが、そういう考え方の影響がアメリカ、カナダ両機関ににじみ出ていたというか、しみ出ていたというような感じを受けました。ニューパブリックマネジメントというより、もう少し古典的な、民主主義との関係での公共経営みたいな感じなのですが。要するに公文書館のお客様はだれか、顧客はだれかということ、それは両国国民であり、また、同時に国民の信託を受けて仕事をしている政府機関の職員である。その顧客に対して質の高い公文書の保存と管理に関する専門的なサービスを提供することが使命なのだ。そのことが結局政府の国民に対する説明責任を全うさせることになって民主主義を充実させていく。それに公文書館が貢献しているのだと、そういう考え方ですね。

次は何といっても電子化・デジタル化に対する非常に積極的な姿勢といいますが、立ち向かうと。政府の業務自体がどんどん電子化・デジタル化されるわけですから、当然業務記録もそうなりますし、業務記録の中で後世に残す歴史資料・アーカイブズ、あるいは文書を入れる建物の方も電子化せざるを得ない、デジタル化をせざるを得ないということで、両国とも非常に前向きにこの問題と取り組んでいた。

それに関係しまして、現用の業務記録と歴史資料になったものを、1つのcontinuum、連続体として概念化できなければいけないということも強調されていきました。さらに、図書館と公文書館の壁も取り払われつつあって、非常に多様な情報媒体にのった多彩な表現形態の文書化された種々の記録遺産を、知的資産として総合的にマネジメントしなければいけない。そんな流れがあったような感じもしました。ともかくいい経験をさせていただきまして、感謝している次第です。

高山座長 ありがとうございます。では、三宅委員よろしく。

三宅委員 私も、カナダの方は特に電子データの保存も進んでおりましたが、これは日本

でもまだあまり検討されてない部分だと思いますので、電子データとして、電子政府時代に対応した文書管理・保存というものはやはり緊急に対応しなければいけないと思いました。それで、特に図書館と公文書館が1つの建物の中に入っているというので、ただ、日本の場合は国会図書館と政府の方の今度は独立行政法人になった公文書館、これをなかなか1つにするのは難しいのではないかなと思いましたので、その辺、多少様々な情報媒体が重なり合う部分があるとしても、公文書館としてかなりいろんな電子媒体とか、それから、今、絵画が最後に出てまいりましたけど、ああいうものまで含めてかなりいろんな媒体のものを公文書館で積極的に収集・保存するシステムなり、法律上の根拠みたいなものがやはり必要ではないかなと思いました。

そういう意味では、アメリカの記録センターで、ちょっと今印象に残っているのは、録音テープで、水に濡れた録音テープが床に置いてあって乾かしてあったのですが、ああいうものもとにかく保存すると。日本だと多分会議のデータは議事録になった後は録音テープなどはすぐに保存しないで、1年未満ということで廃棄するのだと思うのですけれども、その録音テープがいろんなものがかなり保存されているというところからみると、とにかく記録センターに移すものが結構あるのだらうなと思いました。

データの的には、全省庁のデータのうちの何割が公文書館に移管されるのかについてはちょっとデータがないということでしたから、かなりの部分は各省庁の中で処分されているものもあるのだと思うのですけれども、にもかかわらずかなりのデータが来て、それが10年とか20年、地図などはたしか50年でしたか、長い期間保管されているものもございましたが、そういう過程の中で文書がちゃんと段ボールに番号を振って保管されていていつでも検索できるようなシステムというのは、これは非常に大事なことだと思います。

特に日本の場合は情報公開の審査会の答申例などを見ますと、大体3分の1ぐらいが文書不存在で、それを審査会の担当官が探しに行って時どき見つけるというのが答申の中にも出ているのですけれども、そういうのから見ると、私どももあまり中のことはわかりませんが、文書の保管がやはり不十分ではないか。そういうことで文書がないという状況になっているということがあると思います。

私の個人的な関係で言うと、最高裁判所に保管される文書については、文書管理規定が1999年までなかったということも、実は私いろんなことをデータ検索してわかりまして、とにかくアメリカの場合は三権すべて公文書館に集約するということは、日本にいう三権分立というのが公文書館においては全部データとしては保管するというところで、公文書館の位置づけが高いと、重いという感じもしましたので、この中間取りまとめのときにいろいろ提

言されつつあります中間書庫、中間書庫を積極的に制度化する方向を強く提言する必要があるのだらうなと思いました。

ただ、こういうのを全省庁的に、それから国会とか裁判所にまで文書の記録センターなり、中間書庫への移管をお願いするとなると、かなり法律上のちゃんとした根拠が必要だらうと思いますので、その辺は情報公開法の施行令で、文書管理の施行令がございませうけれども、そういうものよりは法律に一段上げた移管のシステムと連動させた、そういうものがやはり必要かなと思いました。

ただ、これは法律がすぐできてできるようなものではなくて、実際に文書をどうやって移管するかということですから、もう一方では、試験的にでも内閣府の文書のある特定の部局のものは公文書館の決めた中間書庫的なものに移管するようなことを少し試験的に始めてみるのもいいのではないかと。そういうところからいろんな問題がもし出てきたら、それをもう少し具体的に議論する必要も出てくるのではないかなと思いましたので、いずれにせよ、中間的な書庫というようなものはどうしても日本でちゃんとする必要があるだらうと。

今回、記録センターを見せていただいて思ったのですが、アメリカの情報公開とか文書管理の視察に行ったときに、よくワシントンD.C.の展示主体の公文書館には行きますけれども、記録センターまでなかなか行きませんので、今回記録センターに連れて行っていただいて、目からうろこが落ちるといいますか、非常に勉強になったので大変よかったですと思います。

高山座長 ありがとうございます。では、山田委員、最後になりましたけど。

山田委員 私の印象は、ほぼ後藤委員のおっしゃっていることと重なるわけでありませうけれども、私なども含めた一般の人たちが思っているような歴史学者をお客とする古文書の収蔵施設といった印象から逃れようということで、両国とも一生懸命なのであらうと考えます。とりわけアメリカの公文書館長のジョン・カーリンさんが文化施設であるということを強調するなということ強調されたというのが大変印象に残りました。要するに新しい顧客を探さなければならない。

1つは当然情報公開制度などを媒介にした国民一般ということになるのでしょうけれども、何よりも行政機関、これを顧客として位置づけなければならないということなのだらうと思います。とりわけ中間書庫などに行きますと、盛んに行政機関のことをカスタマーという呼び方をしていたというのが大変印象に残ります。

なぜ、行政機関をカスタマーという位置づけをせざるを得ないかというのは、1つは、これはカーリンさん自身もおっしゃっていたことですが、どこの国へ行っても文化については金はないということでありまして、要するに文書の管理施設だという、そういう位置

づけをしなければ多分予算がついてこないだろうということがあるのだと思います。それから、もう一つは、電子情報などがどんどん出てくることによって、行政機関自身にとっても、そもそも文書の管理が不可能、あるいは非常に難しくなってきた、その中で公文書館自身が文書管理のエキスパートとして文書の管理に関与していかなければ、公文書館に文書が入ってこないどころか、そもそも行政機関にとって必要な文書すらきちんと管理されないという状況ができつつあるわけで、それを一緒に管理をしていくという形で、新しい公文書館の役割を見出そうとしているのではないかと、そんな印象を受けました。したがって、当然のことながらターゲットは現用文書ということになっていくのであろうと思います。

恐らく日本の公文書館なども今後はそういう方向にいかねば、あまり未来はないのかという気すらいたしました。特に先ほど三宅委員も強調されましたけれども、やっぱり中間書庫は、そこら辺の1つの糸口としては考えていかなければならないのではないかと印象を大変強く持ちました。以上です。

高山座長 ありがとうございます。もう各委員の皆様方から、それぞれ十分な補足説明をしていただきまして、特に私の方からつけ加えるというようなこともないのですが、私もアメリカ、カナダグループに参加させていただきまして、少し印象として持ったものだけを御報告させていただきますと、冒頭に加藤委員がおっしゃってくださったように、今回、内閣府からの視察団ということで、各国、アメリカとカナダしか私は体験しておりませんが、今までどちらかというとな面的に、あるいは原則的に説明を受けるケースが多かったと思うのですが、今回はかなり本音の形で対応してくれたということがよかったのではないかと考えております。

それから、先ほど来、川口課長の御説明を見ていただいておりますように、扱っておりますメディアが非常に多様であるということです。映像系の資料もありますし、音・録音されている資料もあるし、それからカナダで私はへえと思って驚いたのですが、絵画のようなものまできちんと扱っていると。それがその国の歴史の上でどうしても重要なのだというところで、そういった多様なメディアを扱っていたというような点に非常に印象を深めてまいりました。

もう一つは、これも三宅委員、山田委員がおっしゃっていただいたように、私自身中間書庫の具体的なイメージが今までどうしてもわからなかったのですが、これが今回のワシントンの中間書庫を見て、ああ、こういうものかということがはっきりしたところがあります。これが大事なのだらうと考えておまして、それで日本でありますように、文書作成機関の所有権はきちんと認めながら、そういう面での抵抗を排除しながら、どういうものがあるのか

ということの把握を公文書館側がきちんと行って、それで必要なものをなるべく網にかけていこうということになるのだろうと見てまいりましたが、これをきちんと機能させるために、先ほど三宅委員、山田委員がおっしゃられたように、やはり法的な環境をきちんと整える必要があるのだろうと思います。これはこれからも大変大きな問題になってくるかなというふうに思っております。

それと後藤委員がおっしゃっていただいたニューパブリックマネジメントの関係といえますか、そういう考え方が一番ベースにあって、国民をお客様として、あるいは文書を作成した機関をお客としてとらえている。いかに国民の目をアーカイブズに引きつけるかということで、例えば先ほど韓国ですか、小谷委員がおっしゃってくださいましたように、土地の権利についての資料を求めて国民がアーカイブズにやって来る。アメリカの場合ですと、家族の出自と申しますか系図、これを明らかにするために一般市民がアーカイブズに関心を持つというような話がございましたし、それから、中国ではたしか年金関係の資料が入っているというお話がございましたけれども、たしかアメリカのNARAにもソーシャルセキュリティの資料が入っているはずでございます、そういう面で国民の生活と大変密着した関係にあるということがあるのだろうと思います。

この歴史的な資料というものが、1つの考え方として、国の遺産といえますか、国民共通の財産としてとらえられているということで、大変私は印象として、ああ、こういうものかと思って感じましたのは、アーカイブズへの特にNARAですが、入館のチェックが厳しい。先ほどもお話にございましたように、写真付のIDがないと入れてくれないということで、空港のチェックより厳しいのではないかという状況ですね。これは中国でも、4階以上に資料が入っているところでは、テロの危険性を指摘していたということで、どうも我々の感覚、これは私だけの浅い考え方だったのかもしれませんが、まず古い文書の集積をテロリストが狙うなどということは考えられないと思っていたのですか、どうもそれは全く違っている。1つの国家あるいは民族の遺産として、これが極めて重要なものであるというようなところがされつつあるのだというところを大変印象深く感じて帰ってまいりました。

そんなところが私からでございますが、次にこの調査に残念ながら参加していただけませんでした加賀美委員から何か、こういうことはどうだった？ということについて御質問でもございましたら、我々答えられるかどうかわからないのですけれども。

加賀美委員 大変貴重な御報告、興味深く聞かせていただきました。そして、今、高山座長がまとめてくださったようなこと、法的環境を整えることや、中間書庫のことや、国民の目をどう引きつけるかとか、国の財産としてどうとらえるか、そのことを私もずっと思って

いたので、納得しながら聞かせていただきました。

私は韓国とアメリカについては比較的イメージできたのですが、中国とカナダがなかなか様子が見えにくく、カーリン館長のような哲学とかビジョンを中国などはぜひ聞いてみたかったのですが、なかなか具体的な話が出なかったようで、少し残念です。

もちろん単純比較はできないことは当然ですが、でも日本に比べて、何が進んでいて、何がそうではないのかということは、これから議論の中で洗い出すことなのでしょうけれども、直接視察されたことをとてもうらやましいと思って伺っていました。ありがとうございました。

高山座長 ありがとうございました。今、加賀美委員からのコメントに対してお答えいただくようなことございますでしょうか。

お答えに別になっているとも思いませんけれども、それぞれの国の特徴をうまく生かしてというか、それぞれの国の特徴の中で、文書館あるいは档案館が運営されていると思うんですね。私も行っておりませんからよくわからないのですが、先ほどの中国の档案館の写真の1つの中に、片一方に中国档案館、片一方に党の中央の看板がかかっておりましたですね。あれなどは中国の档案館の性格を端的に物語っているかなと考えております。

それから、カナダで図書館と公文書館の統合の話がある。これは先ほど三宅委員から御指摘いただいたように、日本ですぐできるか。これだけ電子化が進んできたから、日本もやるかといったときに、行政府と立法府と分かれているとなかなかうまくいかないのではないかと。ですからカナダのような状況を日本でもし作り出すにしても、その前提となるいろいろな条件をきちんと整備していく必要が相当にあるのではないかと考えておまして、ですから、これはあくまで4つの国の状況の中で、日本にすぐに参考になるようなもの、それから、これは前提が少し違うのでというような問題は今後切り分けていかなければいけないかなというふうに考えております。

ほかに何か補足していただくことがございましたら、各委員の先生方、いかがでございますでしょうか。

よろしければ、今度はこういった今回の海外の公文書館制度全体を通して、また、今後の日本の制度を検討するに当たって重要、これだけはぜひ重要だから、これからまとめていきます海外の実態調査報告書に盛り込むべき事項で、これだけ落とすなというようなことがもしありましたらいかがでございますでしょうか。先ほど三宅委員、山田委員から、法的な環境を整備するということの必要性は御指摘いただいております、これは1つ重要なこととして報告書の中に入れておかなければいけないことかとも考えておりますが、ほかに何かござい

ますか。

後藤委員から出たニューパブリックマネジメントの哲学というようなものはどうなんでしょう。

後藤委員 報告書に入れるというより、カナダとかアメリカの動きの背景として感じ取ったものですから、お話ししました。特に報告書に入れろということではありません。ただ、説明責任とか、そういうふうなことをどちらでも強調されていたし、そういう文脈の中に公文書館の仕事もあるというようなことは報告書に入れてもいいかなとは思いますが。

私自身はニューパブリックマネジメントというよりは、もう少し古典的なパブリックマネジメントの方がいいのではないかという感じ持っています。これは別にこだわらないですけども。

高山座長 それとほかの委員の皆様方からも御指摘されました多様なメディアが対象になっているということでございますね。それに対する対応を単に組織的な対応だけではなくて、本当に物理的なといいますか、様々なそれを扱うための、あるいは修復をするための機器その他の、施設面での対応も必要になってくるかと思っておりますので、そういう点はぜひ入れておきたいと思っておりますが。

加藤委員 1つ。

高山座長 お願いいたします。

加藤委員 アメリカの場合の中間書庫に具体例としてのレコードセンターの機能の重要性というのに触れられましたが、これは確かに私も実感していたのは、カレッジパーク館のナショナル・アーカイブズ2ができる1993年までは、このレコードセンターは閲覧業務もやっております、いろいろばらばらな機能があったのです。93年恐らくカレッジパーク館の開館以降、このような洗練された中間書庫にしたのだと思います。その際、私はすごくお話を伺っていておもしろかったのは、カスタマーである行政機関にとって、とにかく中間書庫に入れてしまえば楽だという感覚を持たせられているという、アメリカの概要の23ページに、「移管は義務的なものではないが、安全かつ経済的」という、つまり持っていきたいよと言えば、箱が送られてきて、フォームがあって、それで3日以内に必ず保管場所まで指定するものが来るとすれば、日本にとって、これから嫌な資料がたまった行政機関は、とにかく中間書庫に持って行ってもらえばというこの感覚をつくるのは私は大事だと思うんですね。

先ほど中国の表彰じゃないですが、日本はなかなかそういうのにはなじまない国だとすれば、やはり今の手狭なというところに訴えるというのがいいのではないかと思いますから、アメリカのナショナル・レコードセンターが93年以降にたどった変遷みたいなものをきちん

と押さえられていれば、これはアピールできると思います。

高山座長 ありがとうございます。先ほど加藤委員がおっしゃられた、忘れていましたね。表彰制度という、これも個人を表彰するというのはちょっとなじまないかもしれませんが、組織の状況を順位づけという上げつなくなりますけれど、実態を発表するというようなことはあってもいいのかなというふうに思っておりますし、それからワシントンのレコードセンターで、確かにそういった非常にきめ細かなサービスが展開できて、それぞれの原局の方で便利だという感覚を持ってもらうということと、私の記憶に間違いがなければ、年間でD.C.の中で持っている20ドルかかるけれども、こちらへ持ってくると2ドルで済むというようなことを言っておられましたですね。そういう具体的な金額を示して説得をする。これは向こうも大変努力をしておられるのだなということがわかって興味深かったことがございます。

そういうことはぜひ入れておきたいと思っております。ありがとうございます。ほかに。

三宅委員 ちょっとそれるかもしれませんが、役所の中のペーパーレス化というのがこれからかなり進むと思うので、これは全く中央省庁とは別ですが、北海道のニセコ町で、いろいろ職員の方々の周りにある文書なりをすべて電子データ化して一元化するというので、机の周りにあった書類が全部なくなった写真と、その前の写真とが2つが出ているのが本で出版されて報告されているのですが、将来、多分役所の中が、そうやって、組織共用文書が電子データ化されて、全部が共用のコンピュータに入って、そこでオンライン検索すれば全部出てくるといようなシステムに多分なっていくのだろうと思うんですね。

そういうときに、例えば文書なり電子データを、中間書庫は紙とかテープとかありましたけれども、そういうものを中間的に移管するというのはどういう形なのかということも考えていけないといけないかなと思ひまして、日本で中間書庫をつくるということを考えるならば、電子データの直接保存というのをどういう形でしていくのかということも含めて考えないといけないというのが、カナダへ行って、電子データの保管等も試みられているというようなところを勉強させていただいて思いましたので、ぜひ、その辺まで視野に入れて電子政府時代に対応した中間書庫なり文書管理というのを検討していけないいけないかなと思ひました。

もう一点は、映像とかビデオ関係で言いますと、まさに加賀美委員に来ていただいてお話ししたかったことは、例えばNHKさんとか民放さんが持っていらっしゃるようなビデオの映像のようなものを、別個に公文書館で保管するということはなかなか難しいかと思ひます。その辺のネットワーク、そのあたりをどういうふうにするかということも視野に入れたい

といけないかと思いましたが、その辺も含みでと思います。

高山座長 ありがとうございます。今、御指摘いただいたことは重要なことだと思いますが、電子化ということで将来を見据えるということと、それから、もう一つは、何でもかんでも国立公文書館がやることではないだろうということで、それぞれのところがやっておられるものをきちんとネットワーク化する。そうすると、そこで何を標準化しておかなければいけないかという問題が出てくると思うのですね。その辺の検討はぜひ必要であるということをおよびの報告書の中で強調しておきたいと考えております。

ほかにはございませんでしょうか。

加賀美委員 今までは取材できなかった立場の方にお会いできてということをおよび委員からも伺い、視察で貴重なお話が聞けたと思いますが、結局は人間でありますよね。その意味で実働のプロのアーキビストにも多くお会いになったのかどうか、そういう立場での今回の取材はどうか、そのこともちょっと伺いたかったのです。先生がおっしゃったように、けっして数ではないということ、その意識とか内容とかについての取材は？

高山座長 これはどうですか、後藤委員、何か今の御質問に対して。

後藤委員 1つには、公文書館は、アメリカでもカナダでも、変革期にありますから、トップに旧来のアーキビストとは別の人が入ってきて、それが改革を推進しているという感じが1つありました。しかし、同時に私どもの取材に実務的に応じてくれた人はみんなプロフェッショナルなアーキビストで、方針を受けて、自分の実務の改革というか、特に電子化などの問題も非常に誠実な使命感を持ってやっているという印象を受けたですね。ですから優秀な人材が現場のアーキビストにいるなという、案内の説明をしてくれた方などもそうですけど、ボランティアみたいな方も含めて非常に層が厚いという印象は私は受けたのですけど。

高山座長 今、後藤委員のお話にもございましたように、プロフェッショナルアーキビストが1つの職階として存在して、それ以外は全くの素人だということではなくて、ある程度基本的なことがわかっている、アーキビストのアシスタントのような階層の人たちが何人かいて、その上にアーキビストがいて、今回こういう変革期になってきて、全体をマネジメントする、あるいは行政的にいろいろな折衝をするという場合には、これは全くアーキビストではないのだけれども、その方の専門家がちゃん

とその位置におられる。そういう仕組みというのが非常に印象深く私も見てまいりました。

それはアーカイブズの組織というものがあつ一定の大きさを既に維持しているということでおよびすることが可能になってくるのだろうと思うのですね。具体的な仕事は、今、後藤委員がおっしゃっていただきましたように、プロフェッショナルアーキビストから専門的かつ

技術的な説明は受けましたし、それから基本的な方針というのは、例えば先ほど出ておりましたように、NARAの館長は、もとは州知事さんでいらっしゃるわけですね。政治家という立場で、非常に広い視野で物を見ておられる。あるいはカナダの公文書館では、図書館との統合のためにわざわざそのことを特命事項として与えられた人が任命されているという、そういう状況を見ますと、組織が大きいこともあるでしょうし、しかし大きいだけではなくて、かなり機動的に運用されている。そういう人たちがそこに入っているということだと思います。

こういう点は、環境が違うこともあるのですが、環境の違う中で日本で参考にできるものは何なのかということがこれからの問題かと思っております。

ほかの委員の方、もし、今の大変難しい御質問が出ているのですが、御説明いただけるとありがたいと存じます。

もし、よろしければ、ただいまの皆様方の御意見、それから、これからまだいろいろと個別にお伝えいただいてもいいわけですが、そういったものを踏まえまして、今回の海外調査の報告書の素案を事務局の方で取りまとめさせていただきたいと、このように考えております。

きょうの川口課長から御説明いただいた内容、これはお手元に資料として配られておりますが、これは当然のことながら、皆様方にわかっていただきやすいということで、1つは、訪問機関別にずっとまとめられているということがございます。これらはこれらとして、もう一方で、今度は今加賀美委員から御質問が出たように、特定の問題について4つの国の訪問先を通して見た場合にどういうことがあるのか。そういうことも踏まえて報告書の素案をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしく御了承のほどお願いしたいと存じます。

そういうことで、まとめさせていただくことについて、この場で御了承いただくということではよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

高山座長 ありがとうございます。それでは、その恐らく報告書の素案はかなり内容の豊富なものになるかと思っておりますのですが、そういたしますと、次回の研究会の日程について、既に事務局から各委員の皆様方にお問い合わせをしているかと存じます。次回研究会の日程並びに今後の研究会の進め方につきまして、それでは川口課長から御説明いただけますでしょうか。

企画調整課長 次回以降でございますが、今回は25日の午前10時からということで、基本的には現時点での海外調査記録はそれぞれどういう日程で、どなたと会って、どういう話が

あったかという形式のものでございますが、もう少し今日の御議論を踏まえまして、どこで誰と会って何を聞いたということではなく、調査報告書風のものに、もう少し最初のクエスチョンネアに対応したようなものに近いものを準備させていただいて、座長と御相談して進めさせていただいた上で次回報告案を提出をさせていただくということをお願いしたいと思います。

その後、海外調査の結果も踏まえまして、予定されておりました日本の制度を中心とした検討にお移りいただければと思っております。

高山座長 ありがとうございます。今のような方針でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

高山座長 ありがとうございました。

それでは、以上で一応本日の議事を終了させていただきますが、また、今までと同様に、本日の速記録ができ上がり次第、各委員のお手元に御照会の文書を送らせていただきます。よろしくお願いたします。

ということで、次回は11月25日午前10時から開催ということにさせていただきます。場所等につきましては、追ってまた事務局から御連絡を申し上げますので、御出席の方、よろしくお願いたします。

本日はどうもお忙しいところありがとうございました。